

議案第 9 号

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の附属機関の表に次のように加える。

北本市公共施設等総合管理計画推進審議会	市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画の推進に関する事項について調査審議する。
---------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表公務災害補償等審査会委員の項の次に次のように加える。

公共施設等総合管理計 画推進審議会委員	日額	5,500円	
------------------------	----	--------	--